

津 波 対 策 編

牧之原市地域防災計画 津波対策編

目 次

第1章 総則	津波- 1
第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	津波- 1
第 2 節 過去の顕著な災害	津波- 6
第 3 節 予想される災害	津波- 8
第2章 平時対策	津波-10
第 1 節 防災思想の普及	津波-10
第 2 節 自主防災活動	津波-10
第 3 節 防災訓練の実施	津波-10
第 4 節 津波災害予防対策の推進	津波-10
第3章 災害応急対策	津波-15
第 1 節 防災関係機関の活動	津波-15
第 2 節 情報活動	津波-19
第 3 節 広報活動	津波-24
第 4 節 災害の拡大防止活動	津波-24
第 5 節 避難活動	津波-25
第 6 節 広域応援活動	津波-31
第 7 節 地域への救援活動	津波-34
第 8 節 重要な施設及び設備等の対策	津波-34
第4章 復旧・復興対策	津波-35

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第42条の規定に基づき作成する「牧之原市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。

なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、地震対策編によるものとする。

また、復旧・復興については、(共通対策編 第4章 復旧・復興対策)によるものとする。

第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 平時対策	防災思想の普及、自主防災活動、訓練及び災害予防の対策
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 消防、水防、その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡市消防局

- (1) 津波予警報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 住民の安全避難の確保
- (3) 消防施設及び体制の整備又は点検
- (4) 被災者の救助、救援に関すること

- (5) 津波対策活動中の火災防ぎょ
- (6) 他消防機関への応援要請

3 県

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (14) 市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
- (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 県警察本部(牧之原警察署)

- (1) 津波情報等の受理、伝達
- (2) 津波情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 避難指示に関する事項
- (5) 緊急道路確保のための交通規制
- (6) 応急の救護を要すると認められる者の救護
- (7) 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

5 防災関係機関

- (1) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	1 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整 2 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
海上保安庁 第三管区海上保安本部(清水海上保安部御前崎海上保安署)	1 船舶に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達、港内における船舶交通の制限、禁止等 2 マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 3 海上における人命救護、海難船舶等の救助 4 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 5 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	1 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 2 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 3 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 4 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象本庁に報告し適切な措置を講ずること。

機関名	処理すべき事務又は業務
国土交通省 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 2 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、緊急災害対策派遣隊(T E C－F O R C E)等を派遣し、被災市等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 3 応急復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (5) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (6) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省中部運輸局	1 所轄事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。 3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 4 緊急海上輸送路の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 5 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 6 バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 7 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 8 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 10 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 11 大規模災害時における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(T E C－F O R C E)を派遣する。
総務省東海総合通信局	1 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 2 災害地域における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 4 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局(静岡行政監視)	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設

行政相談センター)	3 特別行政相談所の開設
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	1 事業所に対する地震防災対策の周知指導 2 事業所の被災状況の把握
機関名	処理すべき事務又は業務
環境省 関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除への支援
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	1 所管財産使用に関する連絡調整 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 3 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社	1 郵便事業の運営に関すること。 2 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること。 3 施設等の被災防止に関すること。 4 利用者の避難誘導に関すること。
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
NTT 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 NTT ドコモ東海支社 (静岡支店)	1 災害時における重要通信の確保 2 災害時における通信疎通状況等の広報 3 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
日本赤十字社静岡県支部	1 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること 2 血液製剤の確保及び供給のための措置 3 被災者に対する救援物資の配布 4 義援金の募集 5 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 6 その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	1 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 2 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること 3 地方公共団体等の要請に基づく、予報、警報、警告等の放送 4 放送施設、設備の災害予防のための防災施設、設備の整備
中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	1 交通対策についての措置 2 地震防災緊急対策及び災害緊急対策についての措置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

機関名	処理すべき事務又は業務
中部電力パワーグリッド株式会社	1 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 2 復旧用資材等の整備 3 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	1 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 2 災害予防広報
一般社団法人日本建設業連合会 中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	1 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 2 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県LPGガス協会 (中部支部南榛原地区会)	1 需要家に対するLPGガスによる災害の予防広報 2 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 3 災害時における防災広報及び協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 4 燃料の確保に関する協力 5 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
しずてつジャストライン株式会社 (相良営業所)	1 津波警報等津波に関する情報の伝達 2 バスの運転規制措置 3 バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部支部) 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
民間放送機関 (静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)	1 地震防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 2 災害時において特別番組を編成し、市、国、県、防災関係機関等の防災活動状況の放送 3 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	1 医療救護施設における医療救護活動の実施 2 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) 3 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区 (牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川土地改良区)	1 災害予防 2 応急・復旧 (1) 関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 所管施設の緊急点検 (3) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	1 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 2 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

機関名	処理すべき事務又は業務
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には、応急措置を実施するとともに、本市の行う防災活動に協力するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
牧之原市消防団	1 災害予防、警戒及び災害応急活動 2 災害時における市民の避難誘導及び救助・救出活動 3 予警報の伝達 4 災害時における避難者の救護応援 5 その他災害現場の応急作業
自主防災組織	1 本市の実施する被害調査、応急対策 2 市民に対する情報の連絡、収受 3 避難誘導、避難場所の運営 4 罹災者に対する応急救護、炊出し、救助物資等の配分
社会福祉法人牧之原市 社会福祉協議会	1 市の防災活動の支援とボランティアやボランティア団体と協力 2 牧之原市災害ボランティアセンターの開設・運営
一般社団法人榛原医師会 榛原歯科医師会 榛原薬剤師会	1 医療救護施設等における医療救護活動の実施 2 検案(榛原薬剤師会を除く。)
静岡県石油業協同組合 (榛原支部)	1 災害対策に必要な燃料等の供給確保 2 災害時における避難者の救援 3 石油类等危険物の保安
ハイナン農業協同組合	1 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 2 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保 3 農林業関係被害状況の情報の収集及び報告 4 農業用機械、資材肥料等の確保及び、技術者の把握及び緊急動員 5 農林水産物等の災害応急対策についての指導
牧之原市商工会	1 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など防災関係諸物資の安定的供給の活動支援 2 被災商工業者の業務の正常運営の支援 3 牧之原市が行う商工業関係の被害調査についての協力依頼 4 災害時における物価安定についての協力
牧之原市建友会	1 災害時における行方不明者等の救出応援 2 災害時における障害物除去等の応援及び復旧事業の実施
牧之原市管工事協同組合	水道施設の点検、応急復旧及び応急給水に関する協力
防災上重要な施設の管理者	1 所管に係わる施設についての防火管理 2 防災に関する保安装置、応急措置の実施 3 当該施設に係る災害復旧 4 災害時における市の行う防災活動への協力

(5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	1 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方 隊ほか	1 災害時における人命保護のための救助 2 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 (浜松基地)ほか	1 災害時における人命保護のための救助 2 災害時における応急復旧活動

第2節 過去の顕著な災害

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。

安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。

項目 地震名	発生年月日	津波状況
関東大地震	大正12年9月1日 11時58分	1 伊豆地方で地震後5分～10分ぐらいして前後2回押し寄せた。波高は熱海で当時の海面より6.5m、網代2.7m、伊東4.3m、多賀5.6m、柿崎4.6m、外浦4.1m、稲取3.6mを記録した。 2 このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和8年3月3日 2時31分	東北地方の海岸では最高24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cmぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅30cm位であったが、被害はなかった。
東南海道大地震	昭和19年12月7日 13時35分	1 熊野灘海岸では波高10mに達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後30分くらいで2.5mの津波がおしよせた。清水では30cmの浸水を観測し、榛原郡相良港では波高2mぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高2m位と推定された。 2 このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震	昭和27年11月5日 2時01分	下田港付近では5日8時40分から津波がはじまり、推定波高1.5mに達した。石廊崎付近でも1.2mを観測した。内浦では振幅30～40cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和28年11月26日 2時48分	伊東では地震後18分で振幅14cmの津波がおしよせた。石廊崎で60cm、内浦で13cm、清水で21cmが観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和35年5月23日 4時11分	1 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから22時間位して津波がおしよせた。伊東では24日2時35分に現われはじめ、最大振幅140cmであった。内浦214cm、清水217cm、御前崎380cm、舞阪79cmが観測された。 2 このため、県下の床下浸水196戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	1 マグニチュード8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から23時間位して津波がおしよせた。伊東では28日14時25分頃に現れはじめ、最大波高18cmであった。下田港43cm、内浦32cm、清水21cm、御前崎54cm、舞阪20cmが観測された。 2 これにより、下田市で住家8棟が床下浸水した。
東北地方太平洋沖地震	平成23年(2011年)3月11日 14時46分頃	1 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 2 県下では、11日16時8分に津波警報(大津波)が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で134cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で71cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第3節 予想される災害

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

(地震対策編 第1章 総則 第3節「予想される災害」 1 第4次地震被害想定)による。

2 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概要	1 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 2 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 3 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。 4 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。
----	---

特徴等	1 津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなく津波に襲われる。 2 遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 3 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。 4 遠地津波は、地震を感じることなく襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。
-----	---

第2章 平時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」)に準ずる。

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第7節「自主防災組織の育成」)に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区分	内容
津波避難訓練	1 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施する。 2 この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

第4節 津波災害予防対策の推進

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。更に、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平時の予防対策を定める。

- ・最大クラスの津波に対する市民避難を軸とした総合的な対策
- ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

また、市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための行動目標として策定した「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2013」により対策を行ってきた。令和5年度から令和14年度までは後継となる「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。また、その際、市民の参画を進め、国及び県と連携し、効率的・効果的な地震・津波対策を進める。

また、市では、平成24年度に沿岸部の5地区(相良、片浜、地頭方、川崎、細江地区)において、南海トラフの巨大地震によって想定される最大クラスの津波から住民全員が助かるために、地域の課題を挙げ、行政と一緒にアイデアを出し合い「地区津波防災まちづくり計画書」を作成した。

この計画に基づき、避難路・避難地・避難施設の整備を行った。

1 避難誘導体制の確保

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区分	内容
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、津波避難施設の指定	要避難地区の状況に応じ、市民の避難のための避難地、津波避難施設の指定を行う。 1 避難対象地区の市民の避難のため、避難地を指定する。(資料編 14-2) 2 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

(2) 平時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導体制整備

市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

市等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

また、静岡市消防局及び水防団(市消防団)による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・津波からの避難誘導
- ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援 等

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」により、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

区分	内容
津波危険予想図	市は県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、市民への広報に努める。
避難方法等の周知	市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の市民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	1 市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 2 市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 3 市及び県は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	市長は、巨大地震警戒が発せられた場合は、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、市民のとりべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	1 市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 2 当該地域の市民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台、津波避難施設又は避難地等へ避難する等、市民のとりべき行動について周知徹底に努める。
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

(3) 津波に強いまちづくり

- ・市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律(以下「津波防災地域づくり法」という。)に基づく警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- ・市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- ・市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- ・市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- ・市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- ・市は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- ・市は、市立8小学校、2中学校を再編し、津波浸水想定区域外への新たな学校施設整備を推進する。
- ・市は、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- ・県及び市は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

津波避難計画・ハザードマップの整備促進	＜津波災害警戒区域の指定があった場合＞ 市は、市地域防災計画に基づき、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、避難施設等を記載した印刷物(ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講ずる。
適切な避難行動の周知徹底	市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。
市民への伝達手段の多重化・多様化	・津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 ・市は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

(4) 津波避難施設等の整備

市は、津波避難施設(屋内施設含む)について、津波に対して安全な高さを有し、かつ、その部分までの避難上有効な階段及びスロープを備えた施設整備するものとする。

避難路・避難地の整備については、津波に対して安全な高さを有し、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努める。また、津波ハザードマップを各戸配布しその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難訓練を行い避難時間の短縮・改善に努めるものとする。

なお、避難施設等の整備にあたっては、地区津波防災まちづくり推進委員会で検討し策定した「地区津波防災事業計画」を推進していくものとする。地区津波防災事業計画では、平成25年度から、津波避難施設12箇所(タワー9箇所、防災公園2箇所、避難複合ビル1箇所)及び防災公園1箇所、避難路・避難地20箇所を整備した。定期的な管理・点検を実施し、施設等を活用した避難訓練を推進していく。

市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び排水地緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。

区分	内容
防災拠点施設の整備	1 災害対策本部機能強化施設の整備 2 避難所、救護所の整備 3 防災倉庫の整備 4 市指定避難所等へ非常電源・雨水タンク施設の整備 5 災害時緊急排水ポンプ施設の整備 6 耐震性防火水槽の整備
津波等の標識の設置	1 災害時避難協力事業所シールの設置 2 避難所等への案内看板の設置 3 避難地、海拔表示看板の設置
津波避難施設の整備	1 津波避難ビルの指定 2 津波避難施設(避難タワー、防災公園、複合避難ビル等)の整備
避難路、避難地の整備	1 避難道路の整備 2 避難地(広場、緑地)の整備
津波避難訓練の充実・強化	1 地方公共機関と連携した津波避難訓練の実施 2 津波避難地図の作成
漁港等海岸保全施設(堤防、護岸、胸壁、水門等)の整備	漁港等海岸保全施設(堤防、護岸、胸壁、水門、陸こう、防災ステーション等)を整備する。

(5) 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定による津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項については、次のように定める。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
榛原地区	避難施設の整備事業	4箇所	平成29年度
相良地区	避難施設の整備事業	8箇所	平成30年度
相良・福岡地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成28年度
大江地区	避難施設の整備事業	1箇所	平成28年度

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。
なお、ここに定めないものについては、共通対策編及び地震対策編に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市

区分	内容
牧之原市災害対策本部	市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、牧之原市災害対策本部(以下、市災害対策本部という。)を設置する。(資料編 1-1、1-3、1-4、2-1) なお、市警戒対策本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務資料編 1-2 1 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 2 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 3 消防、水防その他の応急措置 4 被災者の救助、救護、その他の保護 5 施設及び設備の応急の復旧 6 防疫その他の保健衛生 7 避難指示又は警戒区域の設定 8 緊急輸送の実施 9 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 10 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 11 自主防災組織との連携及び指導 12 ボランティアの受入れ
水防団(市消防団)の措置	1 被害状況等の情報の収集と伝達 2 消火活動、水防活動及び救助活動 3 避難地の安全確保及び避難路の確保 4 地域市民等の避難地への誘導 5 危険区域からの避難の確認 6 自主防災組織との連携、指導、支援

2 静岡市消防局

市災害対策本部と緊密な連携をとるものとする。

- (1) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (2) 消火・救急・救助活動
- (3) 地域市民等への避難指示の伝達

3 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	- 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払い戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 - 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部御前崎海上保安署)	- 在港船舶及び沿岸市民に対する津波警報等の伝達周知 - 海難船舶等の海上における人命の安全確保 - 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 - 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 - 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 - 人命の救護に必要な緊急輸送 - 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	- 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報、等の発表又は通報及び解説 - 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、気象庁への報告及び適切な措置 - 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引下げを実施するものとする。 - 災害時応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
国土交通省 中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 - 施設対策等 - 河川管理施設等の対策等 - 道路施設対策等 - 港湾施設対策等 - 営繕施設対策等 - 電気通信施設対策等 - 公園施設対策等 - 初動対応 地方整備局災害対策本部からの指示により、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災市等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 - 災害対策用建設機械等の出動及び管理 - 他機関との協力 - 広報

機関名	災害応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設
厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）	1 事業所等の被災状況の把握 2 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
環境省 関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
環境省中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	1 所管財産使用に関する連絡調整 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 3 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

（２） 指定公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社 東海支社	1 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 （１） 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 （２） 被災者が差し出す郵便物の料金免除 （３） 被災地あて救助用郵便物の料金免除 （４） 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄附金の配分 2 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者及び報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
NTT西日本株式会社 （静岡支店） 株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）	1 防災関係機関の重要通信の優先確保 2 被害施設の早期復旧 3 災害伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171
日本赤十字社静岡県支部	1 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること 2 血液製剤の確保及び供給のための措置 3 被災者に対する救援物資の配布 4 義援金の募集 5 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 6 その他必要な事項
機関名	災害応急対策として講ずる措置

日本放送協会 (静岡放送局)	1 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 2 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 3 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	1 交通状況に関する関係機関との情報連絡 2 緊急交通路確保のための応急復旧作業の実施 3 公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 4 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
中部電力パワーグリッド株式会社	1 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 2 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	1 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 2 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

(3) 指定地方公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部地区南榛原地区会)	1 需要家へのガス栓の閉止等の広報 2 必要に応じた代替燃料の供給の協力
しずてつジャストライン株式会社 (相良営業所)	災害発生の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施

機関名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県トラック協会 (中部支部) 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保及び運行
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	1 医療救護施設における医療救護活動の実施 2 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) 3 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
社団法人静岡県警備業協会	災害時の交差点での交通整理支援
静岡県道路公社	1 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 2 緊急交通路確保のための応急復旧 3 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 4 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
公益社団法人静岡県栄養士会	1 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 2 避難所における健康相談に関する協力
土地改良区 (牧之原畑地総合整備土地改良区、大井川土地改良区)	1 用水の緊急遮断 2 災害応急復旧の実施 3 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

第2節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」)に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第7章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

- ・気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
- ・津波警報等とともに発表する予想される津波の高さ等は、通常は数値で発表する。
- ・地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模(モーメントマグニチュード)をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

【静岡県が属する津波予報区】

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁



第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

(3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表(発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照)
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表※1
情報の種類	発表内容
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表※2
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ>1m	数値で発表
	観測された津波の高さ≤1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≥0.2m	数値で発表

	観測された津波の高さ<0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

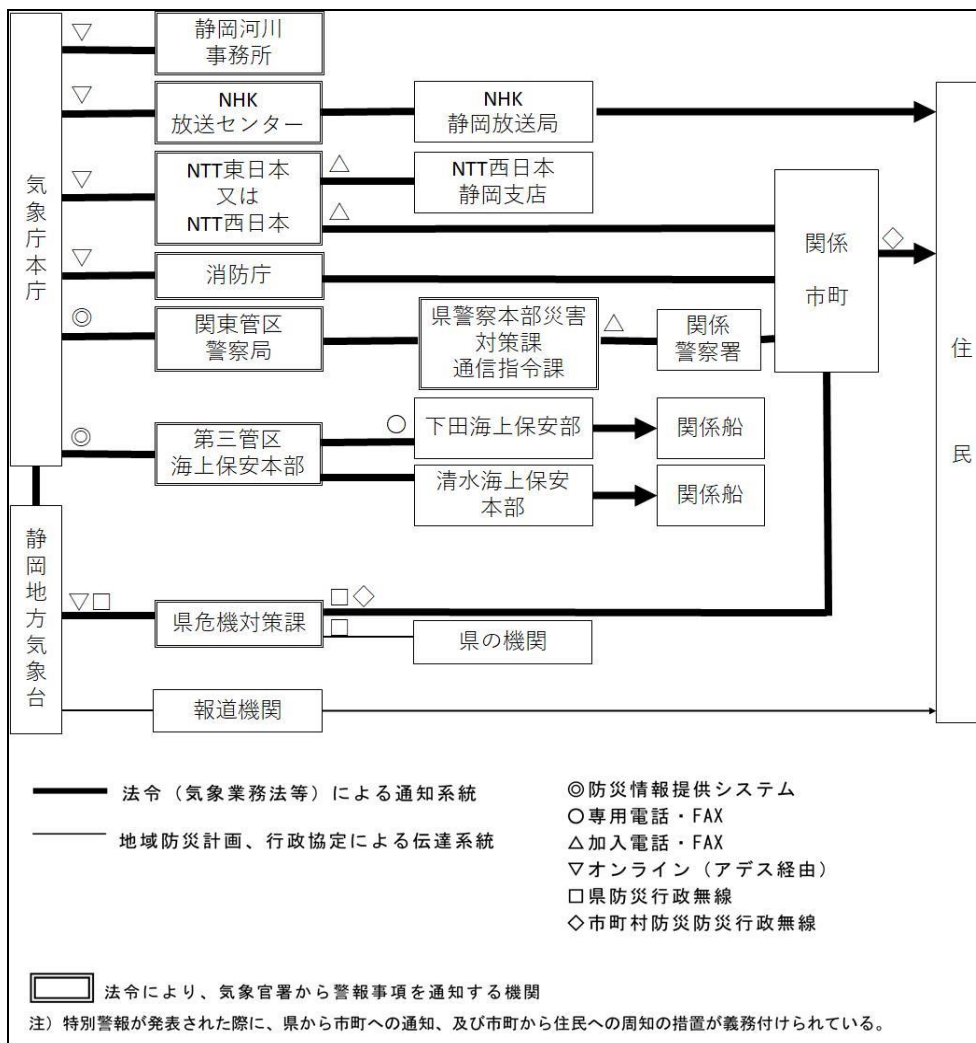
(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波情報等の伝達系統図



津波注意報・警報の標識は、(資料編 16-7)を参照

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」)に準ずる。

第4節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災組織及び市民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織及び水防活動の具体的内容については、市の水防計画書の定めるところによる。

水防管理者 及び水防管理団体の 活動	1 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者(市長)は必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。 なお、呼びかけを行った旨を、牧之原警察署長に通知する。 2 水防管理者、水防団長(消防団長)又は静岡市消防局長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。 3 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。
水防活動の 応援要請	1 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 (1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。 (2) 水防管理者は、必要があれば近隣市町又は消防長に対し応援を求める。 (3) 水防管理者は、水防のために必要があるときは、牧之原警察署長に対して、警察官の出動を要請する。 2 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 期間その他応援に必要な事項

2 人命の救出活動

人命救出活動 の基本方針	1 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。 2 市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。 3 静岡市消防局、県(県警察本部)及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。 4 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。 5 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。 6 自衛隊の救出活動は(第6節 広域応援活動)により行う。
-----------------	--

実施主体	内容
市	1 市長は、市職員及び消防団を動員し、負傷者等を救出するとともに、静岡市消防局に対して必要な対応を要請する。 2 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合は、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 1 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 2 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 3 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 4 自主救出活動が困難な場合は、静岡市消防局、牧之原警察署又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。 5 救出活動を行うときは、可能な限り市、静岡市消防局、牧之原警察署、海上保安部と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第5節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

基本方針	1 津波災害発生時においては、要避難地区の市民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命、身体の安全確保に努める。 2 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。 3 避難対策の周知に当たっては、市民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する。
------	--

(1) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は(第2節 情報活動)に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に市民に広報し、その内容は(第3節 広報活動)に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者等への的確な情報提供に配慮する。

ウ 市民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ、SNS等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

(2) 避難指示等

区分	内容
避難指示の基準	1 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し、避難指示を発令する。 2 警察官又は海上保安官は、市長が避難指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難指示をする。この場合は、警察官又は海上保安官は、直ちに避難指示をした旨を市長に通知する。 3 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下、「指示」という。）をする。この場合は、知事はその旨を公示する。
避難指示の内容	避難指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 1 避難指示が出された地域名 2 避難路及び避難先 3 避難時の服装、携行品 4 避難行動における注意事項
避難指示の伝達方法	市長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の市民に対して、同時通報用無線、広報車等により放送するほか、消防職員、警察官、海上保安官、消防団員、自主防災組織の役員等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

「避難情報等の判断・伝達マニュアル」により、発令・伝達することを基本とする。

(3) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

ア 市が実施する自衛措置

沿岸地域の市においては、次の措置をとるものとする。

区分	内容
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市長は、直ちに要避難地区にある市民、海水浴客等に対して、同時通報用無線等あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。 1 海水浴客等には、夏期は市が委託している監視業務業者及び海水浴場関係者が、海水浴客等に対して呼び掛け、避難ビルや高台へ誘導する。 2 市民には、同時通報用無線等により個別に覚知するが、自主防災組織が構成員に対して伝達する。 3 水門陸閘の閉鎖
津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	1 気象官署から津波警報・注意報及び津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 2 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 3 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は市民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。 4 市民には、同時通報用無線等により個別に覚知するが、自主防災組織が構成員に対して伝達する。

津波注意報が発表された場合	1 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は市民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。 なお、市長が行う避難指示については、「1 避難対策」の「(2)避難のための指示等に準ずる。」 2 市民、海水浴場関係者、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 3 海水浴客、釣り人及びサーファー等(以下「海水浴客等」という。)に対し、避難指示の伝達に努める。 4 水門の閉鎖 5 市民には、同時通報用無線(全国瞬時警報システム(J-ALERT))等により個別に覚知するが、自主防災組織が構成員に対して伝達する。
大津波警報・津波警報が発表された場合	1 市長は、直ちに市民、海水浴場関係者、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。 2 海水浴客等には、夏期は市が委託している監視業務業者及び海水浴場関係者が、海水浴客等に対して呼び掛け、避難ビルや高台へ誘導する。また、夏期以外は、市の同報無線や緊急速報メール等の知らせにより避難ビルや高台へ誘導する。 3 市民には、同時通報用無線(全国瞬時警報システム(J-ALERT))等により個別に覚知するが、自主防災組織が構成員に対して伝達する。 4 水門陸閘の閉鎖
遠地津波が発生した場合	1 気象庁から発表される津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 2 津波注意報又は津波警報が発表された場合は、上記の必要な措置をとる。 3 市民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性(最大波が第1波のかかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど)を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。 4 市民には、同時通報用無線(全国瞬時警報システム(J-ALERT))等により個別に覚知するが、自主防災組織が構成員に対して伝達する。 5 水門の閉鎖

イ 市民が実施する自衛措置

海浜付近の市民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

海水浴客等は、上記のほか、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

(4) 警戒区域の設定

区分	内容
設定の基準	1 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。 2 警察官又は海上保安官は、市長(権限の委託を受けた市の職員を含む。)が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。 3 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合は、知事はその旨を公示する。 4 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長(権限の委託を受けた市の職員を含む。)、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合は、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。
規制内容実施方法	1 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。 2 市長、警察官及び海上保安官は、協力して市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火等のためのパトロールを実施する。

(5) 避難方法等

避難の方法	災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。 1 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。 2 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設(津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台(津波避難マウント)等)へ避難する。 3 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	1 要請等により避難地に配置されたし避難地に配置された市職員等は自主防災組織の協力を得て次の事項を実施する。 (1) 津波等の危険な状況に関する情報の収集 (2) 津波等に関する情報の伝達 (3) 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等) (4) 必要な応急救護 (5) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 2 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 3 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。

避難状況の報告	1 市は、自主防災組織及び避難所の施設管理者等へ次に掲げる避難状況の報告を求める。 (1) 避難の経過に関する報告は、危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。) イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置 ウ 市等に対する要請事項 (2) 避難の完了に関する報告は、避難完了後、速やかに行う。 ア 避難地名 イ 避難者数 ウ 必要な救助・保護の内容 エ 市等に対する要請事項 2 市は、避難状況について県へ報告する。
---------	--

2 避難所の設置及び避難生活

基本方針	1 市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 2 避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」(静岡県)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(内閣府)等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。
------	--

(1) 避難所の設置及び避難生活

区分	内容
避難生活者	避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。
設置場所	1 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 2 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。 (1) 学校、体育館、公民館等の公共建築物 (2) あらかじめ協定した民間の建築物 (3) 避難地等に設置する小屋又はテント等(自主防災組織等が設置するものを含む。) 3 高齢者、障害のある人、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。 4 状況に応じ、宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。 5 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する 6 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。

区分	内容
福祉避難所	- 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。 - 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。 - 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。 - 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。 - 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。
2 次的避難所	2 次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。 - 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。 - 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2 次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。
設置期間	市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。
避難所の運営	- 避難所の運営は、避難者で構成する運営組織が行い、学校等施設管理者及び市は、これに協力するものとする。 なお、自主防災組織等は、平時において学校施設の管理者及び市の協力を得て、避難地の運営に必要なマニュアル等を整備しておくものとし、避難者及び自主防災組織等は、学校等施設の管理者及び市と連携して運営組織を立ち上げるものとする。 - 市は避難所の運営等の支援を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 - 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。 - 避難所運営組織は、避難所の運営に関して役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。 - 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。 - 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努める。 - 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
その他	災害救助法に基づく市の実施事項は、共通対策編による。ただし、実施期間については、必要に応じ延長する。

第6節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する市等の応援活動の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 行政機関及び民間団体の応援活動

(1) 市

区分	内容
知事に対する要請	市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、派遣を求め又は災害応急対策の実施を要請する。 1 派遣を要請する理由 2 派遣を要請する職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他職員の派遣について必要な事項
他の市町長に対する応援要請	1 市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長に対し応援を求める。 また、「消防組織法」第39条に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求める。 2 この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をする。

(2) 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合は、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

2 自衛隊の災害派遣要員の要求

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事に対し派遣要請を要求する。

(1) 派遣要請

区分	内容
市長の災害派遣要請の要求	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。 また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
要求事項	1 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 2 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助 3 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助 4 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 5 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

区分	内容
	6 道路又は水路の確保の措置 7 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 8 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 9 被災者に対する炊飯及び給水支援 10 防災要員等の輸送 11 連絡幹部の派遣 12 その他市長が必要と認める事項
要求手続	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、自衛隊の派遣要請について、県災害対策本部中部方面本部長を経由し、次の1～4の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。 ただし、緊急の場合は、防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊との連絡

区分	内容			
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面總監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方總監部と、航空自衛隊にあっては浜松基地第1航空団と密接な情報交換を行う。			
	機関名	電話番号	県防災行政無線	
			音声	FAX
	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001
	海上自衛隊 横須賀地方總監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001
	航空自衛隊 第1航空団 (浜松基地)	053-472-1111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区分	内容
災害派遣部隊の受入れ体制	1 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。 2 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置をとる。 3 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
災害派遣部隊の撤収	市長は、県災害対策本部の中部方面本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認められる場合は、知事に対し派遣部隊の撤収を要請する。
経費の負担区分	自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則市が負担する。

3 海上保安庁の支援

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援に必要な措置をとるよう要求する。

区分	内容
市長の支援要請の依頼手続	市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。 ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。
要請事項	1 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 2 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 3 その他、市災害対策本部が行う災害応急対策の支援
要求手続	知事に対する要求は、県災害対策本部の中部方面本部長を経由し、次の事項を明記した要請書により行う。 ただし、緊急を要し、文書により要請の要求ができないときは、県防災行政無線及び電話等により要請の要求をする。この場合においても、事後速やかに文書により行う。 また、知事に対して要請の要求をするいとまがない場合は、又は知事を通じて要請の要求をすることが困難な場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請の要求をし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。 1 災害の状況及び支援活動を必要とする理由 2 支援活動を必要とする期間 3 支援活動を必要とする区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

第7節 地域への救援活動

日常生活に支障を来した、罹災者等に対して行う防疫活動について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

1 防疫活動

実施主体	内容
市	1 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 2 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づき、知事が市に対して生活用水を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、市民に対し生活用水の供給を行う。 4 防疫薬品が不足したときは、卸売業者(資料編 4-9)等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 5 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合は、市長の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
市民及び自主防災組織	飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止するとともに、市の行う防疫活動に協力する。
関係団体	飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第8節 重要な施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 公共施設等

区分	内容	
河川及び海岸保全施設 (資料編 7-15、7-16)	被害情報の収集、施設の点検、情報報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案の上、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」(資料編 17-2)に基づき牧之原市建友会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	市長への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の市民への広報に努める。
港湾及び漁港施設等 (資料編 7-17、7-18)	被害状況の収集、施設の点検、情報報連絡	パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	水門等の操作	津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	危険箇所の立入禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」(資料編 17-2)に基づき牧之原市建友会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
工事中の公共施設、建築物、その他	津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

第4章 復旧・復興対策

復旧・復興については、(共通対策編 第4章 復旧・復興対策)に準ずる。